

# 当院では**特定看護師が** **特定行為を実施しています**

特定看護師とは厚生労働省【特定行為に係る看護師の研修制度】により養成され、医師があらかじめ作成した手順書（指示）に従い特定行為を行う看護師です。対象の患者様には医師から説明の上実施致します。

外来や手術、検査などで  
医師が不在でも指示書に沿って  
医療の提供が可能となり、  
医師の負担軽減となる。  
(タスクシェア・タスクシフティング)

早期退院や在宅への移行が  
スムーズとなる。

在宅医療等医師の診療  
が限られる場で、  
特定行為が力を発揮し、  
特に脱水になる患者様  
が減る。

特定行為研修修了者になると  
患者様へ提供する医療の質や  
医療の提供サービスが  
スムーズに行われます。

看護師としてのスキル  
に医学的な知識が  
加わることで、  
患者様の早期回復や  
急変予防に役立つ。

患者様を観察し必要な  
場合、自ら特定  
行為を実施できるので  
患者様にダイレクトに  
医療が提供できる。



特定行為に関するご質問・ご相談等のお問い合わせは  
看護部 看護師 北條までお申し出ください。



特定行為に係る看護師の  
研修制度については  
厚生労働省 HP をご確認ください